

通信傍受規則第8条第1項第1号に規定する時間の指定に係る基準等について（通達）

平成31年4月26日

警察庁丙刑企発第109号、丙組企発第67号、丙生企発第93号、丙交企発第98号、丙備企発第180号、丙外事発第76号

警察庁刑事局長、警察庁生活安全局長、警察庁交通局長、警察庁警備局長から各都道府県警察の長あて

（概要）

通信傍受規則（平成12年国家公安委員会規則第13号）第8条第1項第1号及び同条第3項において準用する同条第1項第1号は、スポット傍受又はスポット再生の時間間隔等については、警察本部長が文書で捜査主任官に対し指示をしなければならない旨規定しているが、本通達は、指示をするに当たりよるべきスポット傍受又はスポット再生の時間間隔等について基準を指示したものである。